⑵　学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学（以下「大学」という。）において医学又は歯学の正規の課程を修めて卒業したもの（平成30年３月16日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　医師若しくは歯科医師（⑵に掲げる者を除く。）又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けたもの

⑷　次のいずれかに該当する者であって、大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素検査技術学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの（平成30年３月16日（金曜日）までに修了する見込みの者を含む。）

ただし、次のいずれかに該当する者であって、平成元年12月31日までに臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素臨床検査技術、医用電子工学概論及び看護学総論の各科目を修めたもの並びに平成27年３月31日までに医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの並びに平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの（平成30年３月16日（金曜日）までに修了する見込みの者を含む。）に対しても、受験資格を認める。

ア　大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者（平成30年３月16日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

イ　獣医師又は薬剤師（アに掲げる者を除く。）

ウ　大学（旧大学令に基づく大学を除く。）において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者（平成30年３月16日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

エ　大学において医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、微生物学、医動物学、情報科学概論、検査機器総論、医用工学概論、臨床血液学（血液採取に関する内容を除く。）及び臨床免疫学の各科目を修めて卒業した者（平成30年３月16日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

ただし、平成元年12月31日までに大学において、生理学、解剖学、病理学、微生物学及び生化学の各科目を修めて卒業した者に対しても、受験資格を認める。

オ　外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

⑸　外国の法第２条に規定する検査に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床検査技師の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑹　学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第10条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、衛生検査技師法の一部を改正する法律（昭和45年法律第83号。以下「改正法」という。）の施行の際（昭和46年１月１日）現に改正法による改正前の衛生検査技師法（昭和33年法律第76号）第15条第１号の規定により指定されている学校において、３年以上法第２条に規定する検査に必要な知識及び技能の修習を終えているもの又は当該学校において改正法の施行の際現に同条に規定する検査に必要な知識及び技能を修習中であって、その修習を改正法施行後に終えたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）様式第５により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は臨床検査技師国家試験運営本部事務所若しくは臨床検査技師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床検査技師養成所又は臨床検査技師国家試験運営本部事務所若しくは臨床検査技師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証書の写し、卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　卒業証書の写し、卒業証明書又は卒業見込証明書

エ　４の⑶に該当する者（外国で医師免許又は歯科医師免許を受けた者を除く。）が提出する書類　医師免許証の写し又は歯科医師免許証の写し（臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　４の⑷のア、イ又はウに該当する者が提出する書類

㋐　卒業証書の写し、卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は獣医師免許証の写し若しくは薬剤師免許証の写し（臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

㋑　４の⑷本文に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑷ただし書に規定する科目を修めたことを証する書類及び平成27年４月１日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑷ただし書に該当する者であって、平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）

カ　４の⑷のエに該当する者が提出する書類

㋐　卒業証書の写し、卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　大学において４の⑷本文に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑷ただし書に規定する科目を修めたことを証する書類及び平成27年４月１日